

財政援助団体等監査の結果に関する措置状況

○補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者

指摘事項	指摘内容	指摘事項に対する措置結果	部 課
<p>公益財団法人 文京アカデミー (アカデミー文京外6施設)</p>	<p>一件当たり30万円を超える施設又は備品の修繕は、指定管理者制度運用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)により区の責任分担としており、基本協定第8条においても、この旨が規定されている。しかしながら、指定管理者が30万円を超える修繕を行っているものが2件(計1,586,520円)あった。関係者間で協議を行ったということであるが、ガイドラインによると協議によりその金額の範囲をその都度変更することはできないものと解される。所管課は、ガイドラインの趣旨や協定書の規定をよく確認、遵守し、適切な事務処理を行われたい。</p>	<p>指摘の修繕については、指定管理者が、保守・管理する舞台機構及び照明設備の部品の交換推奨時期により更新を行ったもので、業務要求水準書に沿って実施する保守点検業務の一環と認識していた。そこで、基本協定書に基づき、指定管理者の発意により協議を行い実施したものである。</p> <p>しかし、ガイドラインに合致しているとは言えないことから、ガイドラインの趣旨に沿った対応ができるよう庁内関係部署と協議・検討の上、適切な事務処理を行っていく。</p>	<p>アカデミー推進部 アカデミー推進課</p>